

店舗併用住宅へ給湯器を設置する場合の 注意点及び追加提出書類

提出する平面図に、店舗や事務所(廃業している場合も含む)として使用している部分を蛍光マーカー等でマーキングしたうえで、以下のパターンに従い追加資料を添付してください。

A 廃業している

①以前店舗や事務所だった場所が使われていないことがわかる写真

B 営業しているが、店舗・事務所では水回りが無い又はお湯を使わない

①店舗・事務所に水回りが無いことがわかる写真又は水の蛇口しかない写真

②店舗全体の外観写真、店舗内部の様子がわかる写真

C 営業しており、店舗・事務所でもお湯を使うが、給湯器は自宅用と店舗・事務所用で別々になっている(飲食店・喫茶店・理容店、民泊等)

①自宅用給湯器の写真

②店舗用給湯器写真(瞬間湯沸かし器である場合も含む)

③店舗全体の外観写真、店舗内部の様子がわかる写真

④配管図面

※建築年が古く、配管図面を紛失してしまっている場合は別途ご相談ください。

D 営業しており自宅用と店舗・事務所用の給湯器が同じ

➡補助対象となりません

これらのパターンに該当しない場合、判断に迷う場合は、住宅課までお問い合わせください。